

市指定ごみ袋の導入及び分別区分の  
変更についての基本方針（案）  
（概要版）

令和 7 年 9 月

結 城 市

これに関するご意見を募集しています。令和7年9月30日まで

## ごみの出し方が変わります!!

### ● 指定ごみ袋の導入

- ・可燃ごみは、「指定ごみ袋」でなければ出せなくなります。
- ・不燃ごみは、「透明袋」でなければ出せなくなります。

### ● ごみの名称を変更

- ・「可燃ごみ」⇒「もやすすかないごみ」
- ・「不燃ごみ」⇒「もやせないごみ」



### ● プラスチック資源の分別収集

可燃ごみとしていた、プラスチック類の一部を分別収集します。



### ● 蓄電池等の出し方

リチウムイオン電池等の蓄電池や蓄電池を使用した製品を分別収集します。



# 1 背景と目的

## (1) ごみ処理施設の維持

現在、私たちが利用している筑西広域のごみ処理施設は、老朽化が進んでおり、将来的には建て替えや大規模な改修が必要となります。国の補助金制度を活用するためにも、ごみの減量や分別の徹底が不可欠です。

## (2) 環境負荷の軽減

プラスチックごみの増加やごみ焼却による温室効果ガスの発生は、地球環境に大きな影響を与えています。この課題を解決するため、プラスチックごみを資源として再利用する仕組みを導入します。

## (3) ごみ収集時の安全確保

近年、ごみ収集車や処理施設での火災事故が多発しています。その原因の多くは、ごみに混入したリチウムイオン電池です。

この危険な火災事故を防ぐため、安全な収集方法を導入します。

# 2 新たな取り組み

## (1) 指定ごみ袋の導入

市民一人ひとりがごみの減量を意識できるよう、指定ごみ袋を導入します。これにより、ごみ排出量の削減を目指します。

## (2) プラスチック資源の分別収集

プラスチックを資源として分別収集します。これにより、プラスチックごみの再利用を促進し、焼却処分量を減らします。

## (3) 蓄電池等の分別回収

リチウムイオン電池等の蓄電池及び蓄電池を使用した製品（以下、「蓄電池等」という。）を分別収集します。これによって、火災事故のリスクを大幅に減らし、安全なごみ処理を実現します。

これらの取り組みは、豊かな未来を次世代に引き継ぐために、私たち一人ひとりができる大切な一歩です。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 3 指定ごみ袋の導入について

#### (1) 指定ごみ袋とは

ごみを排出する際に、本市が指定した専用のごみ袋を使用していただく制度です。

| 【指定ごみ袋の仕様】 |                    |
|------------|--------------------|
| 袋の色        | 透明または半透明           |
| 透明度        | 内容物が識別可能な透明度を有すること |
| 文字色        | オレンジ色              |
| 容 量        | 15ℓ から 45ℓ         |
| 形 状        | 平型またはU字型           |
| 材 質        | ポリエチレン             |



#### (2) ごみの名称を変更

「可燃ごみ」⇒「もやしかなないごみ」

「不燃ごみ」⇒「もやせないごみ」

この名称は、資源物の分別やごみの発生を抑制してもなお「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現した名称であるからです。

※近隣では小山市・下野市・野木町などがこの名称を使用しています。

#### (3) 対象となるごみの種類

可燃ごみ（もやしかなないごみ）⇒ **市指定ごみ袋**

不燃ごみ（もやせないごみ）⇒ **透明袋**（レジ袋や半透明の袋は不可）

不燃ごみ（もやせないごみ）は、危険物の混入など、収集作業の安全確保のため、市販の透明袋（無地）に限定します。

#### (4) 制度の実施時期

指定ごみ袋の制度は家庭系ごみに令和 8 年 10 月の導入を予定しています。導入に向けては概ね以下のスケジュールで取り組みます。

|        |         |                          |
|--------|---------|--------------------------|
| 令和 7 年 | 9 月     | 指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリックコメント |
|        | 12 月    | 指定ごみ袋制度の基本方針決定           |
| 令和 8 年 | 3 月～8 月 | 住民説明会等の開催                |
|        | 10 月    | 指定ごみ袋販売開始（移行期間）          |
| 令和 9 年 | 4 月     | 指定ごみ袋制度完全施行              |

## 4 プラスチック資源の分別収集

白色トレイ、その他のプラスチックだけではなく、プラスチック類の一部を「プラスチック資源」として、令和8年10月から分別収集する予定です。

収集日：毎週1回 水曜日

### (1) プラスチック資源の対象品目

#### 【溶りプラの例】

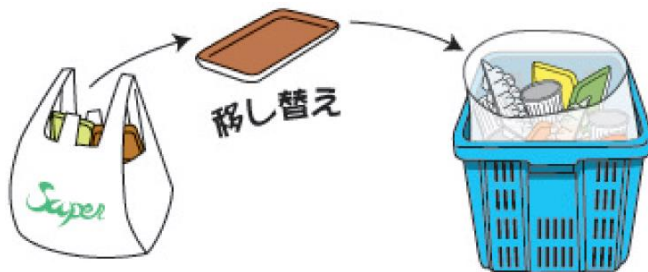
|                                                                                    |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                      |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   |   |    |  |
| ベビーボトルの<br>キャップやラベル                                                                | シャンプーボトル<br>や詰替え容器                                                                 | カップ麺の<br>プラ容器                                                                      | 卵パックや納豆<br>の容器                                                                       | お菓子やインスタ<br>ントラーメンの袋                                                                |
|  |  |  |  |                                                                                     |
| 小売店の弁当容器                                                                           | レジ袋                                                                                | マヨネーズ<br>などの容器                                                                     | 商品ラベル等に「プラ」のリサイ<br>クルマークがあることを確認して<br>ください。                                          |                                                                                     |

#### 【製品プラの例】（法令により一辺の長さが50cm未満に限ります。）

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| プラスチック製の<br>おもちゃ                                                                    | プラスチック製の<br>くし                                                                      | プラスチック製の<br>ちりとり                                                                     | プラスチック製の<br>じょうろやバケツ                                                                  |
|  |  |  |  |
| プラスチック製の<br>風呂イスや桶                                                                  | プラスチック製の<br>分度器や定規                                                                  | プラスチック製の<br>フォークやスプーン                                                                | プラスチック製の<br>歯ブラシ                                                                      |
|  |  |  |  |
| プラスチック製の<br>プランター                                                                   | プラスチック製の<br>ストロー                                                                    | プラスチック製の<br>保存袋やタッパー                                                                 | プラスチック製の<br>ハンガー                                                                      |

## (2) 集積所への出し方

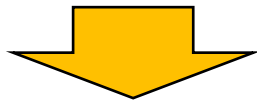
### 現在の出し方



実際の集積所の状況



- ・自宅から持って言った袋から、修正所にあるポリ袋に移し替える。
- ・白色トレイとその他プラスチックに分ける。



### プラスチック資源の出し方（変更後の出し方）



溶リプラと製品プラは、まとめて45ℓ程度の透明袋に入れ、そのまま資源物集積所に出してください。





## 5 蓄電池等の分別収集について

令和7年4月、国は安全な処理体制を構築するため、自治体に対し家庭から排出される蓄電池等の回収体制を構築するよう通知しました。

市はこれを受け、令和8年10月から「蓄電池等」として分別収集を実施する方針です。

### (1) 蓄電池等の出し方

#### 蓄電池



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

提供：一般社団法人 JBRC

注意：蓄電池を出す場合は、ショートのおそれがあります。必ず絶縁テープで絶縁してください。

#### 蓄電池を使用した製品の内、蓄電池の取り外しが困難なもの

次の例のような製品に蓄電池が使用されていますが、蓄電池を取り外せるものは取り外し、取り外しが困難なものそのまま出してください。

ただし、掃除機を例に挙げると、持ち手やノズルなどを外して、できるだけ50cmを超えないようにしてください。

#### 蓄電池が使用されている製品の例



電動工具



加熱式たばこ



モバイル  
バッテリー



電話機  
(固定・携帯・スマホ)



ハンディファン



コードレス家電  
(充電式掃除機など)



電気シェーバー・  
電動歯ブラシ



デジカメ



おもちゃ



トランシーバー

## ②収集日

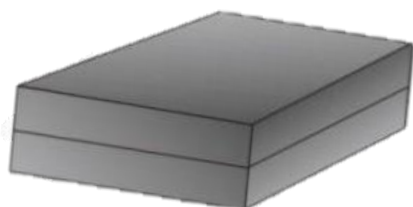
月1回 有害ごみの日

資源物の「有害ごみ」の日に、資源物集積所の「青かご」に蓄電池等のみを直接入れてください。

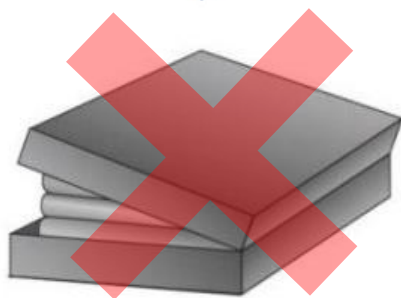


## ③蓄電池等に出せないもの

破損・膨張しているものは、収集日には出さずに、市役所に持ってきてください。



正常な状態



膨張により破損した状態



劣化で膨張した蓄電池